

品質管理システム概要書(2020年9月1日現在)

監査事務所名 監査法人アンビシヤス

代表者名 諏訪 直樹

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会が、当監査法人の品質管理に関する最終的な責任を負います。

業務執行社員は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当監査法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人は、監査法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会が公表する倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当監査法人及び専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年7月1日現在で独立性の保持のための方針及び手続の遵守の確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査しております。万が一独立性の保持に疑いがもたれるような関係や外観が識別された場合には、独立性に対する脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために適切な措置を講ずることとしております。

(3) ローテーションの方針及び手続

大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務づけております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを定める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定めております。

当監査法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況等を検討する。

監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討する。

上記、検討過程及び結果を文書化する。特に問題点が識別されたにもかかわらず、監査契約の新規の締結又は更新をする場合、問題点をどのように解決したかについて文書化しなければならない。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断については、関与先の誠実性に関する理解を含む不正リスクを考慮するとともに、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしています。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する次の方針及び手続を定めております。

専門要員の採用

専門要員の能力及び適性

実務経験を通じた能力開発

専門要員の評価、報酬及び昇進

専門要員の要員計画

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるように、当法人内外の研修等、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することにしております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適正及び能力を検討する場合には、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、監査チームへの

指示、監査及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように監査チームのメンバーを監督し、上記の手続を適切に実施する責任を有しています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定めております。

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、監査法人内外において、十分な人材等を確保すること。

専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処すること。

専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討し、監査責任者は、監査チームが前項の手続を適切に実施する責任を負います。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行い、以下の監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めており、審査が完了するまでは監査報告書を発行しない方針であります。

審査の内容、実施時期及び範囲

審査の担当者の適格性

審査に関する文書化

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと助言者との間又は監査責任者と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判

断の相違に関する方針及び手続を次のように定めております。

専門的問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査報告書日後、適切な期限内に最終的な整理を完了するよう運用しております。

また、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定め、これに従い保管、廃棄しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めており、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を行うこととしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

監査契約の新規の締結及び更新

不正に関する教育・訓練

業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、業務執行社員並びに他の適切な者に対して発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達することとしています。

また、品質管理責任者は、年に1度、品質管理のシステムの監視の結果を、監査責任者及び社員会に伝達することとしています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

品質管理担当責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の

影響を評価し、業務執行社員並びに他の適切な者に対して発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達することとしています。

また、品質管理責任者は、年に1度、品質管理のシステムの監視の結果を、監査責任者及び社員会に伝達することとしています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。

当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。

責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合及び後任の監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、方針及び手続を定めており、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠して引継を行うこととしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関する引継については、引継業務を品質管理担当責任者に報告することとしています。

8. 共同監査の方針及び手続

監査法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定め、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当監査法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要な応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当監査法人では、これまでのところ組織再編を行っておらず、今後についても現時点では想定しておりません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提

出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。